

異常事態発生時の授業措置規定

1 交通機関の支障時の日課の扱いについて

午前6時のNHKニュースや交通機関の状況が掲載されているWEBサイト等を利用して情報を確認する。

- (1) JR(総武線),京成線,新京成線がすべて運転されている場合には、**平常授業**とする。
- (2) 新京成線が運転をされており、JR(総武線)または京成線の一方が運転されている場合には、**9時始業(30分遅れ)**とする。
- (3) 次の場合は、**自宅待機**または**臨時休校**とする
- ① 新京成線が運転されていない場合。
 - ② 新京成線が運転されていてJR(総武線)および京成線の両方が運転されていない場合。
 - ③ JR(総武線),京成線,新京成線のすべてが運転されていない場合。

【対応表】

JR(総武線)	京成線	新京成線	支障時の対応
○	○	○	平常通り
×	○	○	9時(30分遅れ)
○	×	○	
○	○	×	<u>自宅待機または臨時休校</u>
×	×	○	
×	×	×	

2 悪天候時の日課の扱いについて

千葉県北西部(東葛飾地域)を対象にして、**暴風警報(暴風雨警報)**、**大雪警報**が発令された場合は以下のとおりとする(特別警報を含む)。

- (1) 午前6時までに警報が解除されている場合は、**平常授業**とする。
午前6時の時点で警報が発令されている場合は、**自宅待機**とする。
- (2) 午前8時までに警報が解除されている場合は、**10:30までに登校する。(3限から授業を行う)**
午前8時の時点で警報が発令されている場合は、**自宅待機**とする。
- (3) 午前10時までに警報が解除されている場合、**13:00までに登校する。(5限から授業を行う)**
午前10時の時点で警報が発令されている場合は、**臨時休校**とする。

【補 足】

- ① 警報等の発令状況については、NHKのニュースや気象庁のホームページ等を利用して情報を得ること。
- ② 登下校の際には、各自が安全に十分に配慮し、混乱や危険が予想される場合には、無理をしないこと。
- ③ 授業が行われるにもかかわらず、状況により登校することが無理な場合には、事情を確認したうえで出席扱いとすることができる。